

防炎カーテン賃貸借 仕様書

1 件 名 防炎カーテン賃貸借

2 賃借期間 2026年4月1日から2034年3月31日（8年）

3 場 所 地方独立行政法人 筑後市立病院

4 数 量 1,339枚（※別紙 設置内訳書のとおり）

5 防炎カーテンの生地仕様について

ア) 消防法第8条の3に基づく消防庁長官の認定を受けた防炎性生地を使用すること。

また、防炎性能試験『イ』ラベルに合格したものであるものとし、カーテン1枚毎に防炎ラベルを縫い付けること。

イ) 耐光堅牢度は4級以上（JIS L 0842）・洗濯堅牢度は5級以上（JIS L 0844）を使用すること。

ウ) MRSAをはじめ広範囲の細菌類の増殖を抑制する抗菌加工が施された生地を使用し、抗菌加工済みを証明するラベルをカーテン1枚ごとに取り付けること。

エ) 色彩及び厚み等については、賃貸人の見本提示に基づいて、賃借人の指定したものを使用すること。

オ) 洗濯後の収縮が少なく、美しさを保つウォッシャブル性能の備わったポリエステル100%素材のものとし、JIS ランドリー法によって30回以上の洗濯に耐え得る生地であること。

カ) 熱湯（80°C）で10分間以上消毒を行って収縮率が巾・丈共に1.0%以下であること

キ) 遮光カーテンにおいては、遮光率99.8%以上のものであること。

6 防炎カーテンの機能性及び縫製について

ア) 防炎ドレープ・レース・遮光・シャワーカーテンは、二つ山・1.5倍以上の仕立てにて縫製を行うこと。

イ) 病室の間仕切カーテンは、明るさを保ち圧迫感を和らげるため上部をメッシュ形状とし、下部布地と一体成型であること。

- ウ) 間仕切カーテンのメッシュ部分は、スプリンクラーの散布障害にならないものとし、メッシュ部の天地が70cm程度であること。なお、メッシュ部分の透過率は60%以上であること。
- エ) 間仕切カーテンは、静電気の発生を防止する機能を有していること。
- オ) 間仕切カーテン用フックはステンレス製（強度・錆び防止）とし、カーテンが容易に脱落しない様生地に縫い付けること。また、フックによる怪我等を防止する為、フック先端部分は丸みを持たせた仕様とすること。
- カ) 全ての防炎カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜した防炎ラベルと合わせて、保守管理上の利便性向上のためにサイズを記入したラベルを1枚毎に縫い付けること。
- キ) 賃借人はカーテンの破れ・破損等に即日対応する為、自社縫製工場を完備していること。

7 メンテナンス（防炎カーテン）

ア) 回 数

1年間（12ヶ月間）に1回の定期メンテナンスを行うものとする（契約期間中7回）

- イ) カーテンクリーニングについては医療施設の特殊性を考慮し工業洗いにて行うこと。
- ウ) 賃貸人は上記の設備を自社で有していることとし、病院側によるクリーニング工場見学も隨時可能とすること。
- エ) 定期メンテナンスの実施にあたっては、事前に作業工程表を提出し病院の承認を得ること。
- オ) カーテンの取外し・取付けはすべて賃貸人にて行うこととし、その際は安全且つ迅速な作業を行うこと。これに伴い、実施作業員は清潔で作業員と認識できる統一したユニフォームを全員が着用し作業を実施するものとする。
- カ) カーテンの交換作業時（取り外し時）は、カーテンを床へ落下させないようランドリーバックへ収納し、現場でホコリの発生を防ぐこと。
- キ) クリーニングにかかる期間は交換作業を含めて全館14日間以内とすること。
- ク) クリーニング期間中は同サイズ・同素材の代替防炎カーテンを賃貸人で用意し常時防炎カーテンが取り付けられている状態を維持すること。
※病室の代替防炎カーテンについては全病室ドレープ+レースを併せて設置すること。
- ケ) 賃貸人は通常の使用に伴う防炎カーテンのほつれ、綻び等が生じた場合、その補修を無償で行うこと。
- コ) 突発的なカーテン汚染が発生した場合は、7-（ア）にかかわらず隨時無償にて臨時クリーニングを行うこと。

サ) 感染症患者が使用したカーテン及び血液等で汚染されたカーテンについては、ほかの洗濯物と区別し、熱湯及び次亜塩素酸ナトリウム等を用いた消毒を行うこと。

8 品質の保証

ア) 賃貸人はカーテンクリーニング工場を自社で完備・所有していることとし、所轄保健所より『クリーニング所開設検査認証確認済証』の交付を受けた業者であることとし写しを提示すること。

9 納入について

ア) 納入時にカーテンレール及びランナーに不具合がある場合は、賃貸人にて修理または取替を行いカーテンの動作に支障のない状態にすること。

イ) カーテンの搬入、取付け及び交換作業に際しては、建物及び他の器物に、汚染、破損等を与えることのないよう十分注意し、作業終了後は賃貸人の責任で包装材、残材等をただちに処分すること。また、作業中の物損及び対人障害を想定しそれを保証する保険に加入していること。

ウ) 仕様書の解釈について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。

以上